日本政治法律学会
2021年5月16日　春季研究大会

「日本における薬物政策」

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
田中　徹

１．我が国の薬物情勢

乱用薬物の種類・作用

R2.11末現在

興奮作用

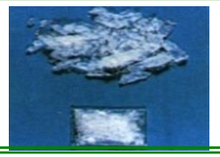

覚醒剤
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚醒剤取締法

幻覚作用

コカイン

メチルフェニデート
（リタリン一向精神薬）

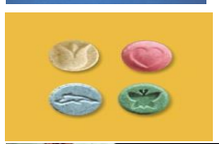

MDMA

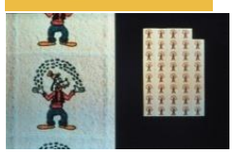

LSD

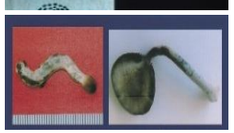

マジックマッシュルーム

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬216種類
向精神薬85種類

抑制作用

ヘロイン
モルヒネ

睡眠薬（ハルシオン、マイスリー等の向精神薬）

大麻

大麻樹脂

大麻取締法

あへん（けしぼうず）

あへん法

興奮・抑制・幻覚

指定薬物（危険ドラッグ）
ラッシュ、JWHシリーズ、カチノン系など

医薬品医療機器等法

指定薬物　2，384種類

薬物事犯検挙人員の推移（速報値）

- ○ 薬物事犯全体の検挙人員は、昨年より増加し、**過去10年で最多**
- ○ 大麻事犯の検挙人員は、**７年連続で増加**し、**過去最多を更新**
- ○ 麻薬事犯の検挙人員は、**過去10年で最多**

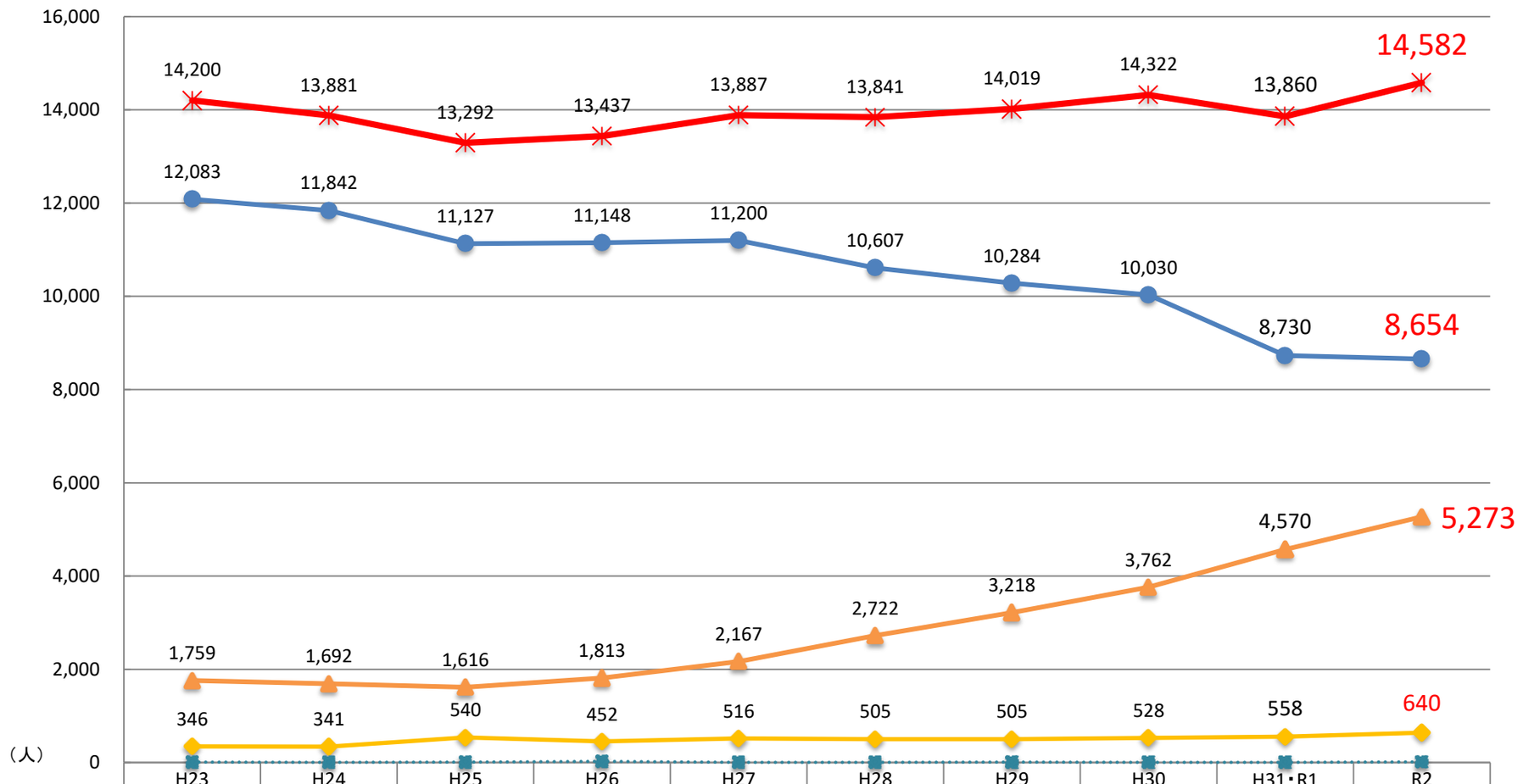

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
覚醒剤	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654
大麻	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,273
麻薬・向精神薬	346	341	540	452	516	505	505	528	558	640
あへん	12	6	9	24	4	7	12	2	2	15
全薬物事犯	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,582

覚醒剤事犯における検挙人員の推移
（昭和26年～平成31・令和元年）

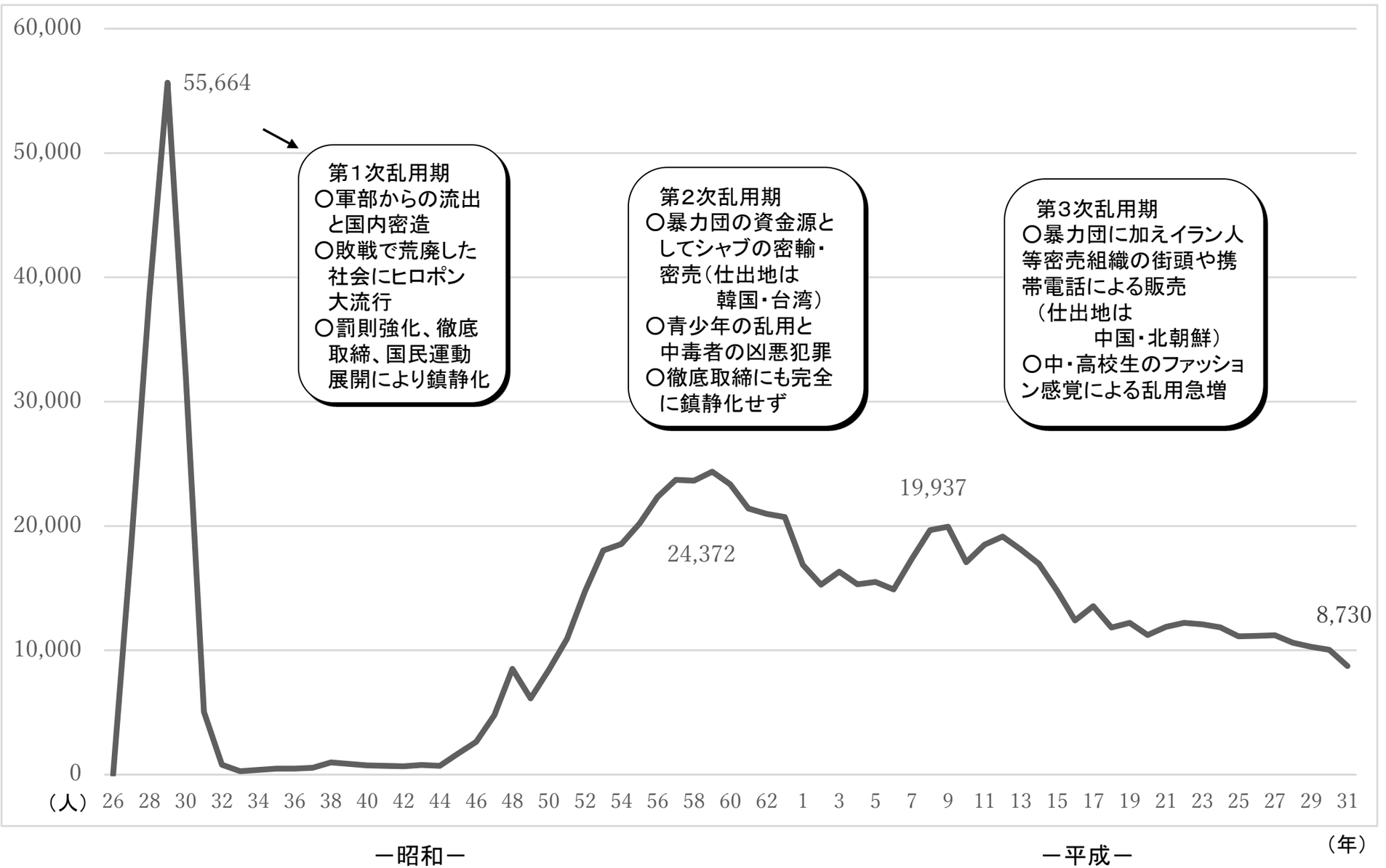

大麻事犯における検挙人員及び30歳未満の割合（速報値）

○ 大麻事犯における30歳未満の検挙人員は、**7年連続で増加**

○ 大麻事犯の検挙人員のうち、**30歳未満**が占める割合は**65.0%**

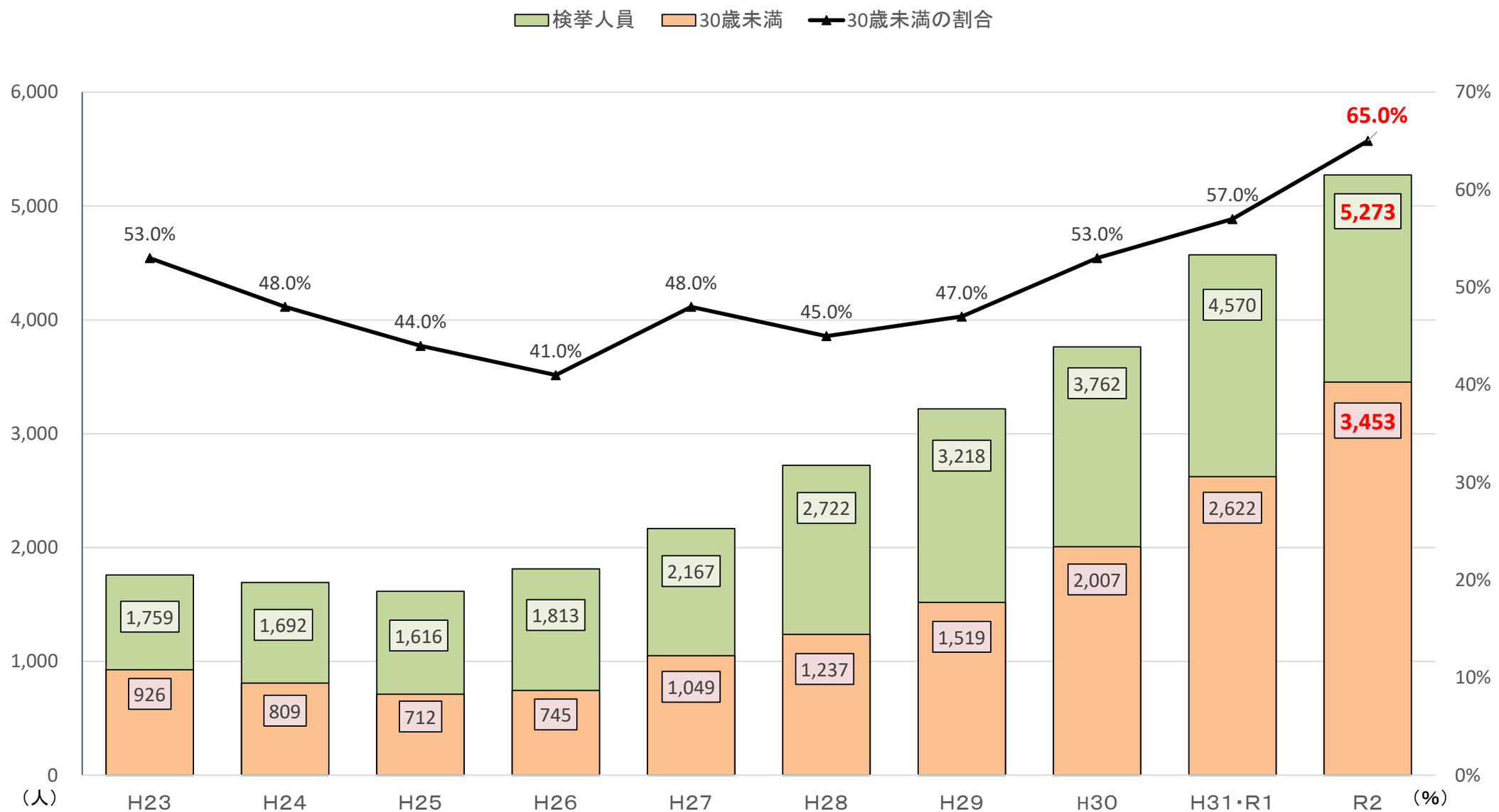

覚醒剤事犯における再犯者率の推移

○覚醒剤事犯の再犯者率は、13年連続で増加し、過去最高の66.0%

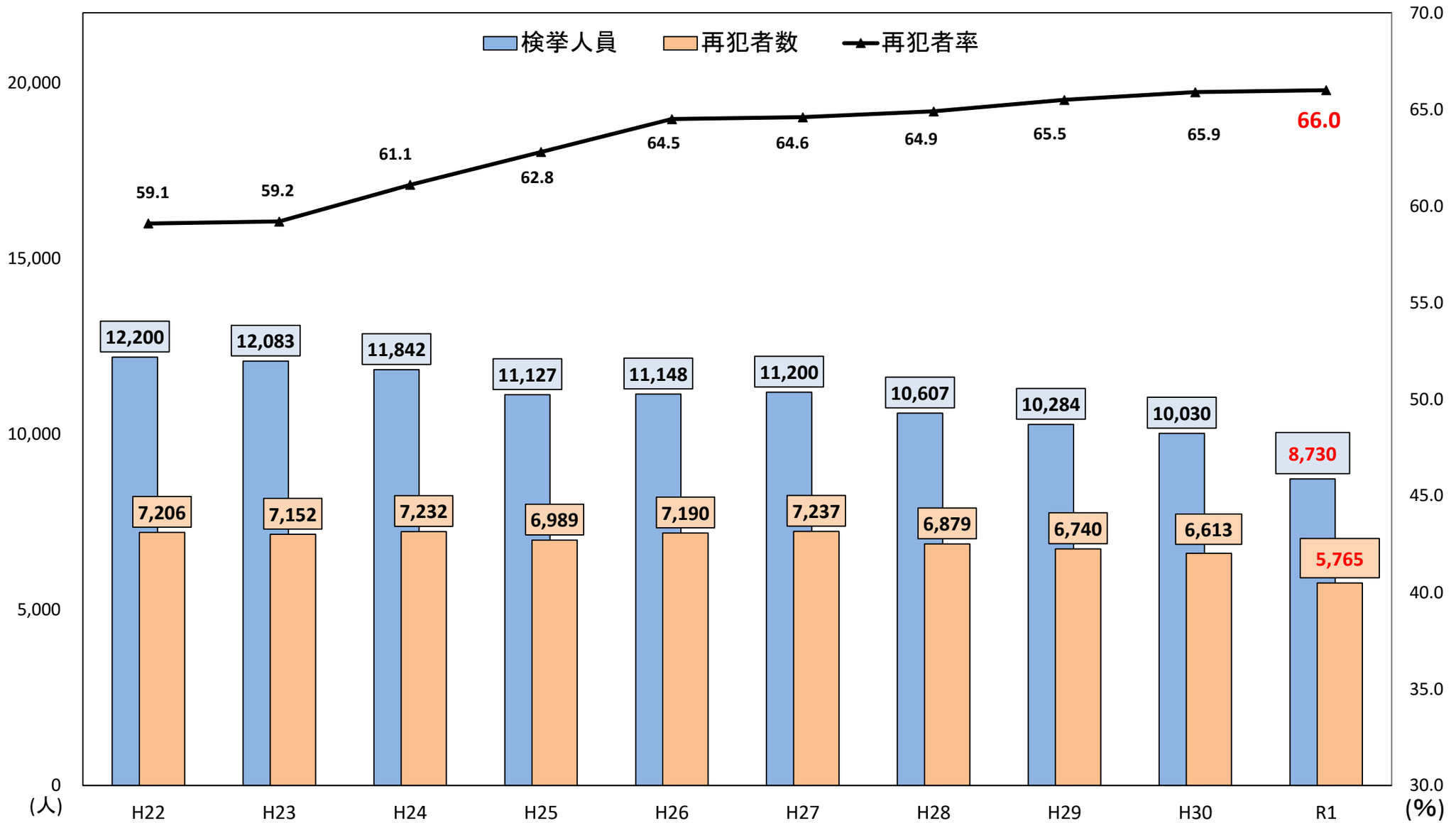

各国（G7）における違法薬物の生涯経験率（%）の比較

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も多い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.8%と圧倒的に低い。

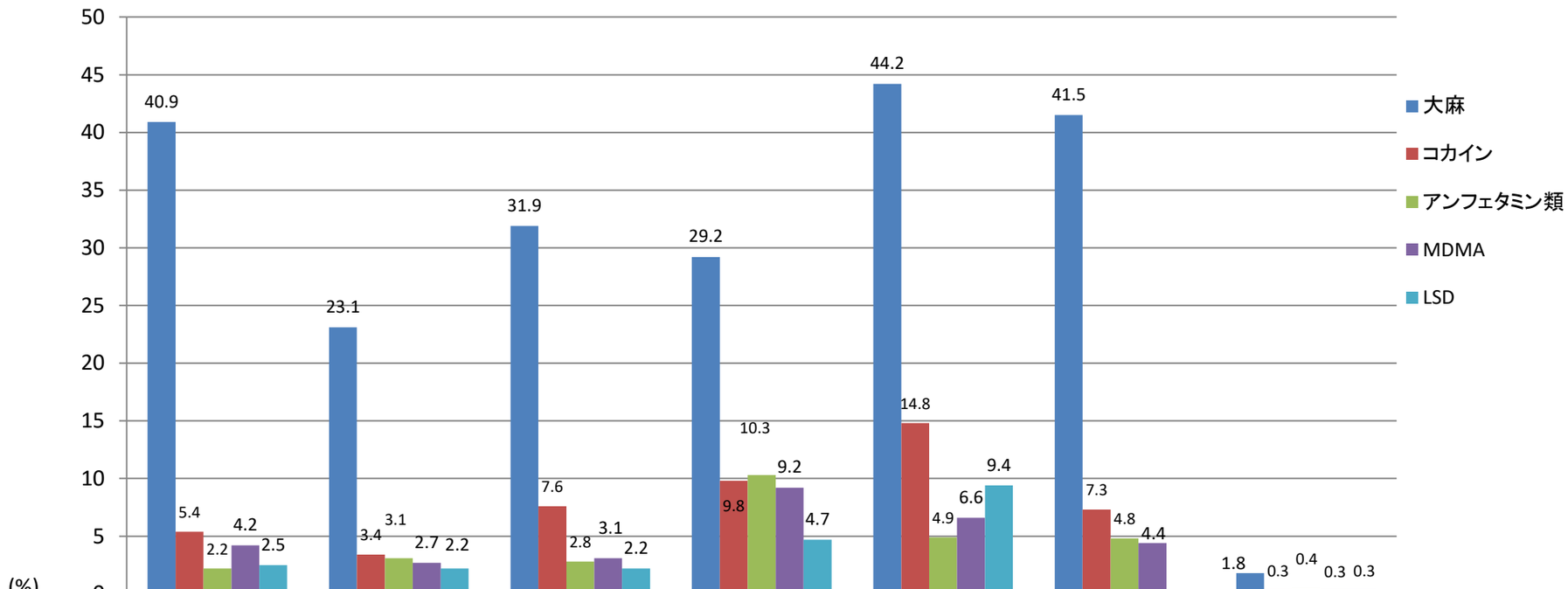

	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ	日本
大麻	40.9	23.1	31.9	29.2	44.2	41.5	1.8
コカイン	5.4	3.4	7.6	9.8	14.8	7.3	0.3
アンフェタミン類	2.2	3.1	2.8	10.3	4.9	4.8	0.4
MDMA	4.2	2.7	3.1	9.2	6.6	4.4	0.3
LSD	2.5	2.2	2.2	4.7	9.4		0.3

※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター（EMCDDA）」によるもの。
　同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ
NSDUH (National Survey on Drug Use and Health)によるもの。

※カナダのデータ
CADUMS（Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey によるもの。

※　対象年齢
　フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳－64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上
※　調査年
　フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2019年
※　調査方法（日本）
　無作為に対象者を選定し、戸別訪問により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。
　（対象者数5,000人、有効回答数2,899人）

＜出典＞
平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」 和田清
厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究
令和元年度　総括・分担研究報告書」嶋根卓也

我が国における違法薬物の生涯経験率

【薬物使用に関する全国住民調査】

- 大麻の生涯経験率は、調査開始から現在までの間で過去最高を記録
- 前回調査と比べ、大麻は生涯経験率及び生涯経験者数の推計値が増加
- 覚醒剤、コカイン及び危険ドラッグの生涯経験率はほぼ横ばい

我が国の違法薬物の生涯経験率

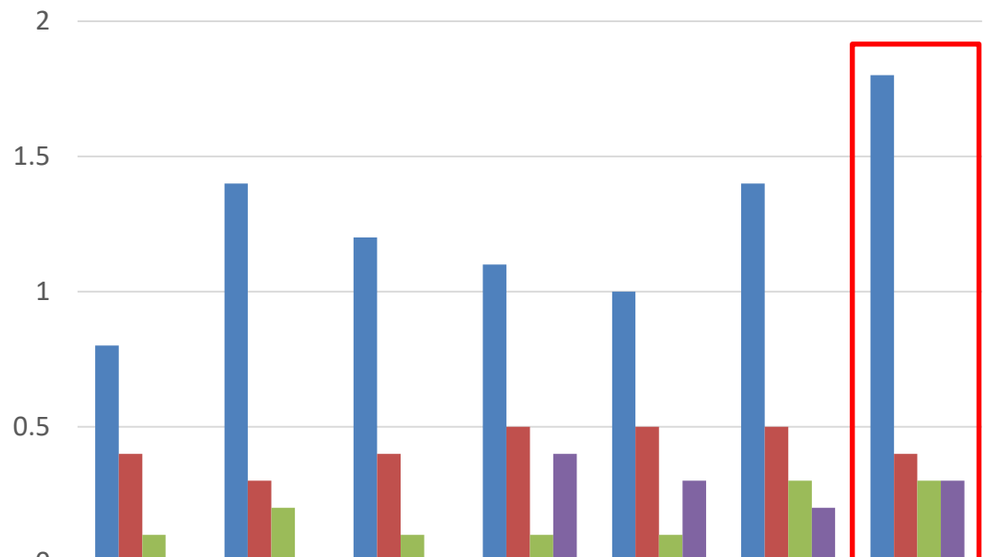

	H19	H21	H23	H25	H27	H29	H31・R1
大麻	0.8	1.4	1.2	1.1	1	1.4	1.8
覚醒剤	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4
コカイン	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3
危険ドラッグ				0.4	0.3	0.2	0.3

平成31・令和元年の調査結果における生涯経験者数及び過去1年間の経験者数の推計値

	生涯経験者数	過去1年間の経験者数	（参考）検挙者数
大麻	**約161万人**	**約9.2万人**	4,570人
覚醒剤	約35万人	約3.6万人	8,730人
コカイン	約30万人	約3.2万人	213人
危険ドラッグ	約27万人	約3.2万人	200人

【調査詳細】
〇調査目的
一般住民における薬物使用の実態把握及び経年変化の調査（1995年から各年で実施）
〇調査対象
15歳－64歳 の一般住民
〇調査方法
無作為に対象者を選定し、戸別訪問により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。
（対象者数7,000人、有効回答数3,945人）

【出典】
厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）
薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究
令和元年度　総括・分担報告書
「薬物使用に関する全国住民調査（2019年）＜第13回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査＞」
嶋根卓也

SNSを介した違法薬物の密売が疑われる事例

- 大麻等の違法薬物の密売は、インターネット密売サイトによるもののほか、ツイッター等のSNSを介して行われている。
- 密売サイトやSNSにおいて、「大麻」は「野菜」、「覚醒剤」は「アイス」など、所謂隠語で表記されるほか、それら違法薬物を示す絵文字を使用して密売されている場合もある。

SNSにおける掲載例

🍧 ⇒ 覚醒剤、 🚴 ⇒ コカイン、 💊 ⇒ MDMA、 🍯 ⇒ 大麻リキッドや大麻ワックス、 🥦 ⇒ 大麻　を示しているものと考えられる。

（資料提供）関東信越厚生局麻薬取締部

２．乱用対策の取組

薬物乱用対策の推進体制

内　　閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

議長　厚生労働大臣

副議長
- 国家公安委員会委員長
- 法務大臣
- 財務大臣
- 文部科学大臣
- 国土交通大臣

構成員
- 内閣府特命担当大臣（青少年育成）
- 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
- 総務大臣
- 外務大臣
- 経済産業大臣

※平成２０年１２月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる
平成２７年１月閣議決定に基づき、平成29年４月１日に厚生労働省に薬物乱用対策にかかる総合調整権限が移管。

推進本部
平成９年　１月１７日閣議決定
平成１２年１２月２６日一部改正
平成１７年１２月２７日一部改正
平成１８年　４月２８日一部改正
平成１９年１０月　９日一部改正

推進会議
平成２０年１２月２６日閣議口頭了解
平成２９年 ３月２４日一部改正（同年4月1日施行）

（基本方針）
平成２９年　３月２４日閣議決定

平成10年５月
・薬物乱用防止五か年戦略
平成15年７月
・薬物乱用防止新五か年戦略
・薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
平成２０年８月
・第三次薬物乱用防止五か年戦略
平成２２年７月
・薬物乱用防止戦略加速化プラン
平成２４年８月
・合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策
平成２５年８月
・第四次薬物乱用防止五か年戦略
平成２６年７月
・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策
平成３０年８月
・第五次薬物乱用防止五か年戦略

庶務

○厚生労働省
　警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、**厚生労働省**において処理。

幹事会

議長　厚生労働省　医薬・生活衛生局長

内閣官房	内閣審議官（副長官補付）	法務省	政策立案総括審議官
	内閣広報官	外務省	総合外交政策局長
内閣府	政策統括官（政策調整担当）	財務省	関税局長
警察庁	生活安全局長		主計局長
	刑事局長	文部科学省	初等中等教育局長
	刑事局組織犯罪対策部長	経済産業省	製造産業局長
消費者庁	次長	国土交通省	総合政策局長
総務省	大臣官房総括審議官	海上保安庁	次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- 本部長　知事等
- 本部員　都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
　　国出先機関職員（出入国在留管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所　等）

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（概要）

※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた3つの視点

・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策　・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応　・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

○関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
○指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

○関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
○大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

○科学的知見を広報・啓発資材へ反映
○危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜ 医療提供体制の強化＞

○認知行動療法等の専門医療機関の充実
○薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

○刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
○依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

○薬物乱用実態の研究の推進
○治療回復プログラム等の効果検証

目標3　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜ 捜査基盤の整備と連携強化＞

○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
○合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

○サイバーパトロール等による情報収集強化
○向精神薬悪用事例等への対応

＜ 未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

○高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
○関係機関間での迅速な情報共有

目標4　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜ 密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

○国内外関係機関と連携した早期の情報入手
○取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

○コントロールド・デリバリー捜査の活用
○合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

○多言語での発信による広報・啓発強化
○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜ 各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

○インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
○国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜ 国際的な取締体制の構築＞

○国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
○職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜ 国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

○アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

厚生労働省における広報啓発活動

1. 国民的啓発運動

○不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）

＜目的＞不正栽培と自生している大麻やけしの発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動（6月20日～7月19日）

＜目的＞国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国連麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る

○麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月1日～11月30日）

＜目的＞麻薬・覚醒剤などの薬物乱用による危害をより多くの国民に知っていただき、一人一人の意識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図る

2. 青少年層への啓発

○薬物乱用防止啓発読本

【小学6年生 保護者向け】

【令和2年度配布実績】134万2百部

【高校卒業予定者向け】

【令和2年度配布実績】116万2千部

【青少年向け】

【令和2年度配布実績】19万2千5百部

○薬物乱用防止啓発訪問

小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣したり、地域の催しや大規模イベント等へのアトラクションの貸出やブース出展を実施する

この他、facebookやtwitterを活用しての情報発信も実施

依存症対策の全体像

○依存症対策（アルコール・薬物・ギャンブル等）については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進。

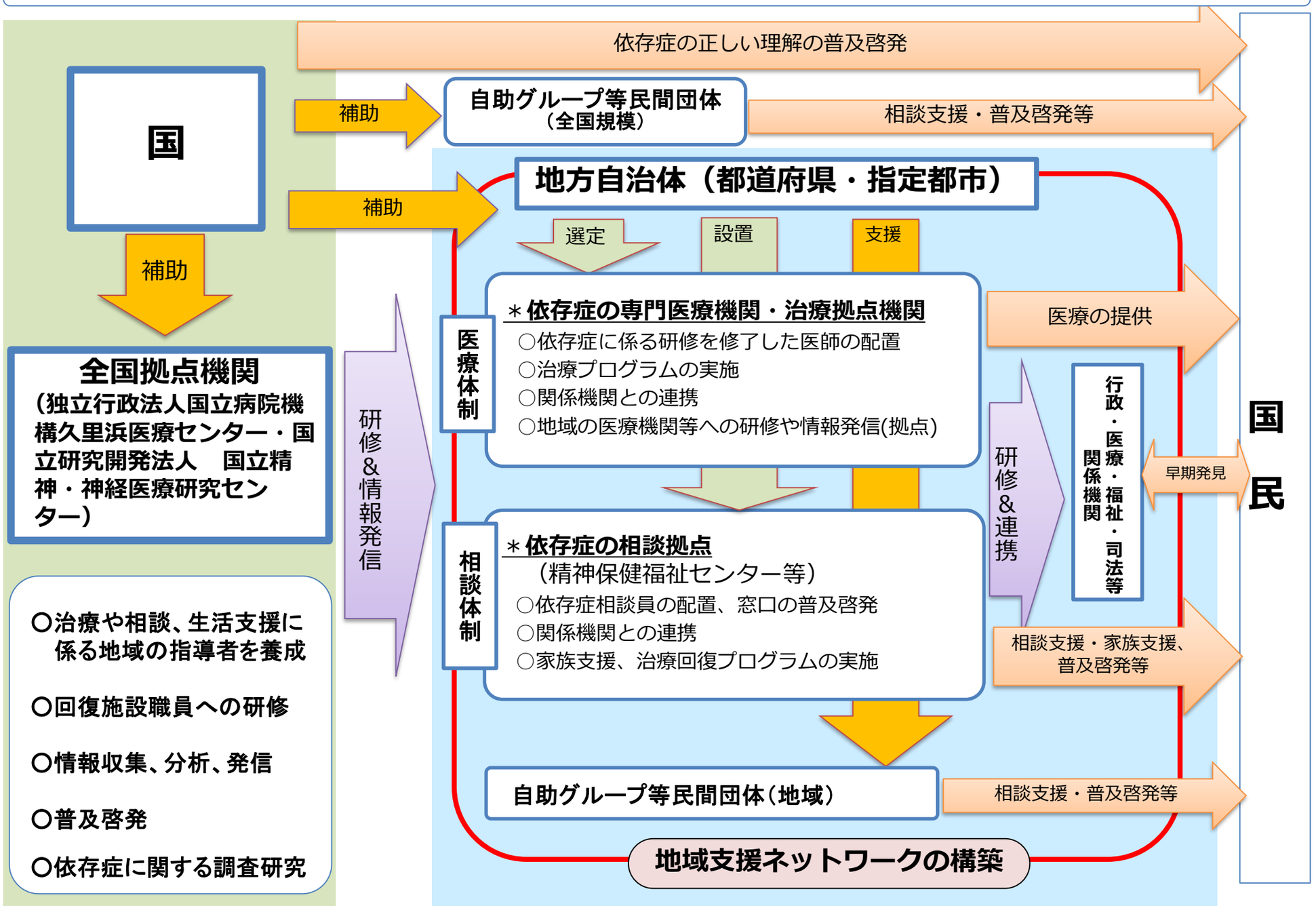

地方厚生局麻薬取締部の概要

《組　織》

7局	北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局
1支局	四国厚生支局
1支所	沖縄
3分室	横浜、神戸、小倉

《定員の推移》

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
268人	270人	265人	296人	293人	290人	287人	288人	291人	295人

《職　務》

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、医薬品医療機器法及び麻薬特例法に係る次の職務を遂行する。

① 捜　査

- 司法警察員として麻薬等事犯の取締り

② 国　際　協　力

- 国際機関との協力
- 国際捜査共助

③ 正規麻薬等の不正流通防止

- 医療用麻薬・向精神薬の生産、流通、施用等の適正管理
- 麻薬等の携帯輸出入許可手続き

④ 薬物乱用防止の啓発活動

- 関係機関、都道府県、地域ボランティア団体との連携による啓発活動（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等）

⑤ 再乱用防止・中毒者対策

- 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムの実施や地域資源への引き継ぎを実施
- 都道府県等と連携した医療更正対策

⑥ 鑑　定

- 押収された麻薬等不正薬物の鑑定
- 正規ルートから横流れした向精神薬等の鑑別

麻薬取締部の密輸事犯の検挙事例

＜覚醒剤約２４０キロを押収＞

令和２年１月、関東信越厚生局麻薬取締部は、東京税関と合同捜査を実施し、カナダから冷凍エビを装った段ボール２０箱に覚醒剤２４０キロを隠匿し密輸入した水産加工会社経営のカナダ人を検挙

覚醒剤240キロ 144億円分密輸

吉祥寺 容疑でカナダ人再逮捕

カナダから覚醒剤約240キログラム（約144億円相当）を密輸したとして、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部は、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）容疑で、日系のカナダ国籍、水産加工会社経営、タテヤマ・ヨシヤ容疑者(56)を再逮捕した。容疑を大筋で認めている。同部によると、市中に持ち込まれた覚醒剤の押収量としては過去最大。

再逮捕容疑は何者かと共謀し、1月14日、バンクーバーからの貨物船で、冷凍エビを装った段ボール20箱に覚醒剤約240キログラムを隠して東京都江東区青海の青海4号埠頭に密輸したとしている。

同部によると、タテヤマ容疑者は1月中旬に来日。港に到着した覚醒剤を同27日にトラックで東京都武蔵野市吉祥寺本町の短期賃貸マンションに運び込んだところを、踏み込んだ捜査員に、1袋（約1キログラム）を所持していた同法違反の営利目的所持容疑で現行犯逮捕されていた。

同部は情報提供を受け、数年前から内偵捜査を続けていた。密売組織が関与しているとみて、カナダの捜査当局と連携して密輸ルートなどを調べる。

令和2年３月10日（火）産経新聞

３．最近のトピックス

大麻等の薬物規制のあり方について

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」について

設置趣旨

■我が国における薬物行政については、戦後制定された薬物４法を基本として、取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところであるが、このような取組の結果、違法薬物の生涯経験率※は諸外国と比較して、著しく低くなっているなど、高い成果を挙げてきている。

※　違法薬物の生涯経験率は、欧米では３０％から４０％程度であるが、日本は２％程度。

■一方で、大麻事犯が増加傾向にあり、特に、若年層における大麻乱用の急増や、再犯率が増加しているとともに、大麻ワックスなど人体への影響が高い多様な製品の流通が拡大している。

■また、昨今、医療技術の進展等を踏まえ、諸外国において、大麻を使用した医薬品が上市されているとともに、CND（国連麻薬委員会）においても、大麻の医療用途等への活用に向けた議論が進められているところである。

■このような社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえつつ、今後の薬物対策のあり方を議論するため、標記検討会を設置した。

検討項目

〇大麻規制のあり方を含めた薬物関連法制のあり方

〇再乱用防止対策（依存症対策）を始めとした薬物関連施策のあり方　等

構成員等

〇構成員は、医学・薬学・法学等の有識者で構成。

〇令和３年１月に第１回会合を開催。令和３年６月を目途に一定のとりまとめを予定。

〇議事は公開とする。

大麻（THC）の有害作用

	急性	慢性	
		成人期以降の乱用	青年期からの乱用
主な精神作用	・不安感、恐怖感 ・猜疑心 ・パニック発作 ・短期記憶の障害	・精神依存（易怒性、不安、大麻に対する渇望等）の形成 ・統合失調症、うつ病の発症リスク増加の危険性 ・認知機能、記憶等の障害	・より強い精神依存の形成 ・統合失調症、うつ病の発症リスクのさらなる増加の危険性 ・衝動の制御、一般情報処理機能等の障害 ・IQの低下 ・より強い認知機能の障害
主な身体作用	・眠気 ・知覚（聴覚、触覚）の変容	身体依存の形成	

自動車運転への影響
運動失調と判断力の障害
を引き起こす危険性

精神・身体依存形成
精神・記憶・認知機能障害
を引き起こす危険性

大麻の乱用による重篤な健康被害の発生が懸念される

【参考文献】大麻問題の現状　Ⅱ 大麻・フィトカンナビノイドの有害性と医薬品としての応用：基礎と臨床、Ⅲ 大麻による有害作用：臨床的特徴
（厚生労働行政推進調査補助金（医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業）「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」研究班　山本経之、山口拓、福森良）

薬物犯罪の主な法定刑の比較一覧表

	ヘロイン	その他の麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤	覚醒剤原料	指定薬物
輸入 輸出 製造	(単純)(64-Ⅰ) １年以上の有期懲役 (営利)(64-Ⅱ) 無期若しくは３年以上の懲役又は情状により1000万円以下の罰金の併科	(単純)(65-Ⅰ-1) １年以上10年以下の懲役 (営利)(65－Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(66の３-Ⅰ) ５年以下の懲役 (営利)(66の３-Ⅱ) ７年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(単純)(24-Ⅰ) ７年以下の懲役 (営利)(24-Ⅱ) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科 ※製造なし	(単純)(51-Ⅰ-２,３)１年以上10年以下の懲役 (営利)(51-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科 ※製造なし、採取	(単純)(41-Ⅰ) １年以上の有期懲役 (営利)(41-Ⅱ) 無期若しくは３年以上の懲役又は情状により1000万円以下の罰金の併科	(単純)(41の３-Ⅰ-３，４) 10年以下の懲役 (営利)(41の３-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(84-26) ３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 (業として)(83の９) ５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科 ※輸出なし
所持 譲渡 譲受	(単純)(64の２-Ⅰ) 10年以下の懲役 (営利)(64の２-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(66-Ⅰ) ７年以下の懲役 (営利)(66-Ⅱ) １年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	[譲渡及び譲渡目的の所持に限る。] (単純)(66の４-Ⅰ) ３年以下の懲役 (営利)(66の４-Ⅱ) ５年以下の懲役又は情状により100万円以下の罰金の併科	(単純)(24の２-Ⅰ) ５年以下の懲役 (営利)(24の２-Ⅱ) ７年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(単純)(52-Ⅰ) ７年以下の懲役 (営利)(52-Ⅱ) １年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(41の２-Ⅰ) 10年以下の懲役 (営利)(41の２-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(41の４-Ⅰ-３，４) ７年以下の懲役 (営利)(41の４-Ⅱ) 10年以下の有期懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(84-26) ３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 (業として)(83の９) ５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
施用 使用	(単純)(64の３-Ⅰ) 10年以下の懲役 (営利)(64の３-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(66の２-Ⅰ) ７年以下の懲役 (営利)(66の２-Ⅱ) １年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	※一般的に医薬品として使用されるため、使用罪を設置していない		(52の２) ７年以下の懲役 (吸食)	(単純)(41の３-Ⅰ-１) 10年以下の懲役 (営利)(41の３-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(単純)(41の４-Ⅰ-５) ７年以下の懲役 (営利)(41の４-Ⅱ) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(84-26) ３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 (業として)(83の９) ５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
栽培		[麻薬原料植物の栽培] (単純)(65-Ⅰ-２) １年以上10年以下の懲役 (営利)(65-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科		(単純)(24-Ⅰ) ７年以下の懲役 (営利)(24-Ⅱ) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(51-Ⅰ-１) １年以上10年以下の懲役 (営利)(51-Ⅱ) １年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科			

大麻取締法上の大麻について

規制対象外

種子

成熟した茎
（樹脂除く）

規制対象

花穂

葉・未成熟の茎

成熟した茎から
分離した樹脂

根

大麻取締法
（昭和23年法律第124号）

第1条　この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

〇大麻に含まれる主な成分
THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。
化学合成されたものは、麻薬として規制。
CBD・・・物質としては規制されていない。

- **大麻の定義から「成熟した茎及びその製品」は除かれているが、成熟した茎から分離した「樹脂」は大麻に該当し、規制対象。**
- **大麻取締法上、「樹脂」の定義が定められておらず、規制対象が不明瞭との指摘がある。**

繊維等の用途の例

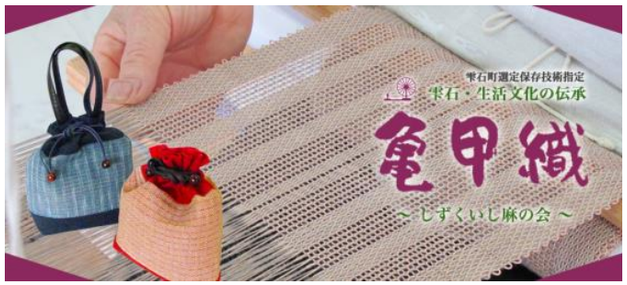

亀甲織り

引用元：いわての匠　しずくいし麻の会
（https://takumi.leadkonan.jp/work/page2.html）

正藍染め

引用元：宮城県指定無形文化財 栗駒の正藍染の保存･継承 東北工業大学
（https://www.tohtech.ac.jp/topics/lobbyevent/2814.html）

からむし織り

引用元：伝統的工芸品　伝統工芸 青山スクエア
（https://kougeihin.jp/craft/0138/）

横綱の綱

引用元：横綱 - 相撲用語集 - 日本相撲協会公式サイト
（http://www.sumo.or.jp/IrohaKnowledge/glossary_rikishi_yokozuna）

合掌造りの屋根下地

引用元：明善寺庫裡郷土館｜白川郷観光情報｜ 白川郷観光情報
（http://kankou.shirakawa-go.org/guide/163/）

神戸町火祭り

引用元：神戸山王まつり　岐阜県安八郡神戸町公式ホームページ
（https://www.town.godo.gifu.jp/event/event02.html）

しめ縄

引用元：三つの日本一？宮地嶽神社
（http://www.miyajidake.or.jp/history/nihonichi）

御幣

引用元：国産精麻がついた祓串にて祓う術　さぬきいんべ通信
（https://sanuki-imbe.com/blog/2019/02/14/haraegushi/）

大麻栽培者数及び栽培面積の推移

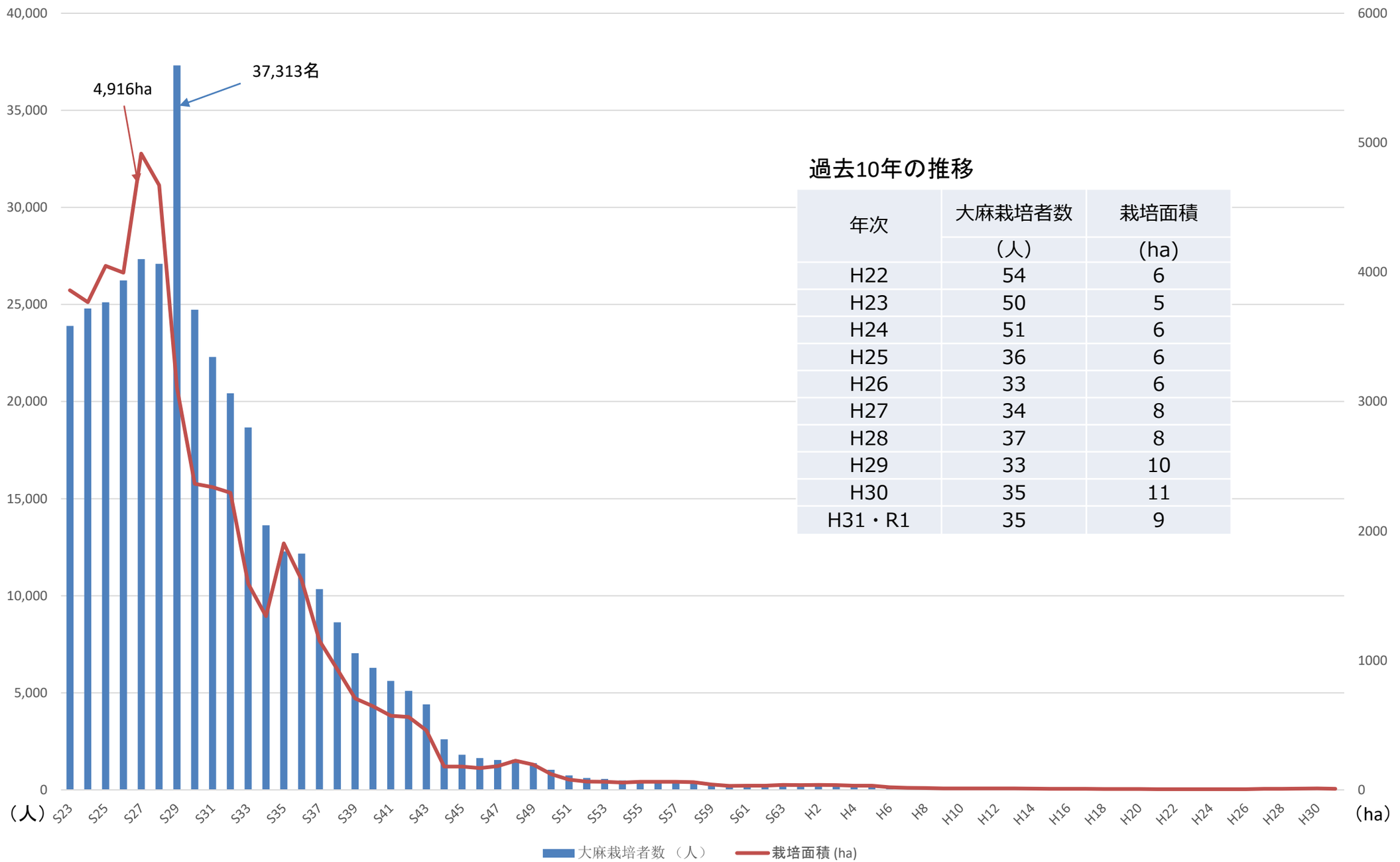

過去10年の推移

年次	大麻栽培者数	栽培面積
	（人）	(ha)
H22	54	6
H23	50	5
H24	51	6
H25	36	6
H26	33	6
H27	34	8
H28	37	8
H29	33	10
H30	35	11
H31・R1	35	9

国際的な大麻の規制状況

H31年１月時点

医療目的での大麻使用に関する規制

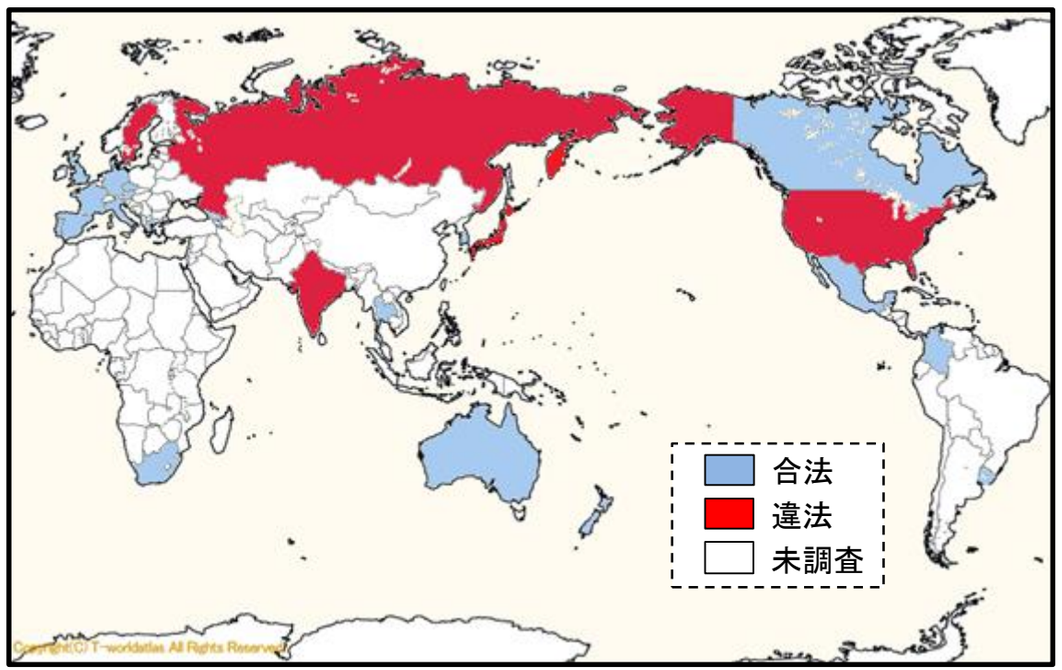

合法	違法
イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、ジョージア、カナダ、ウルグアイ、メキシコ、南アフリカ、オーストラリア、オランダ、ジャマイカ、チェコ、マルタ、ルクセンブルク、ギリシャ、デンマーク、コロンビア、韓国、タイ、イスラエル、オーストリア、ニュージーランド	日本、アメリカ※、ロシア、インド、スウェーデン ※R2年11月現在、アメリカは国としては違法、36州及び4つの地域では合法

嗜好目的での大麻使用に関する規制

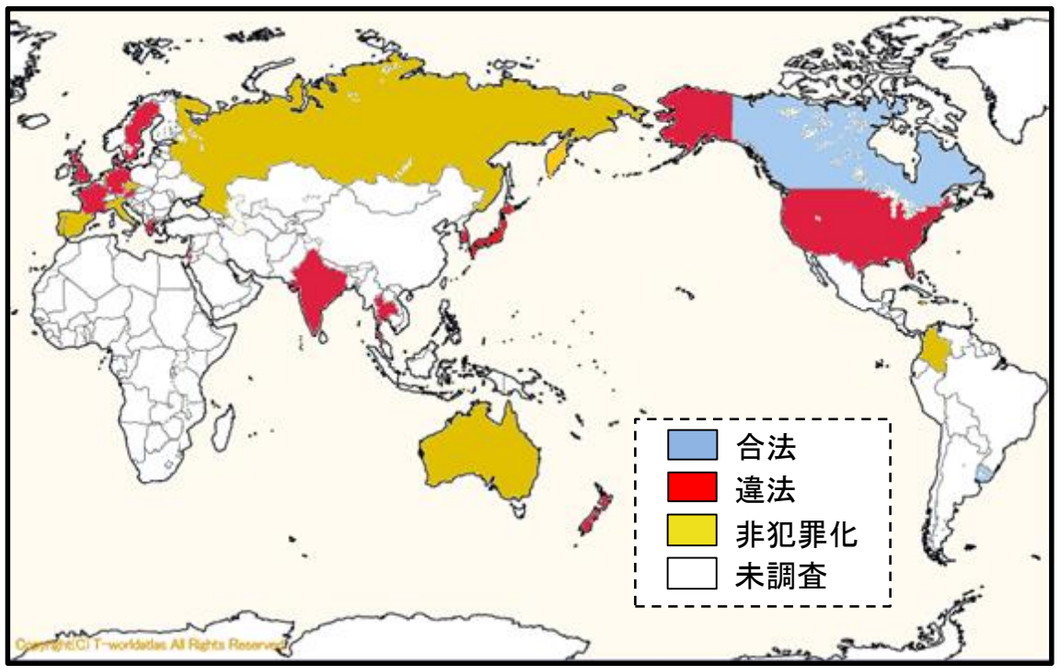

合法	違法	
		非犯罪化※
カナダ、ウルグアイ	日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ※、ギリシャ、デンマーク、韓国、インド、タイ、イスラエル、オーストリア、ニュージーランド、スウェーデン ※R2年11月現在、アメリカは国としては違法、15州及び3つの地域では合法	イタリア、スペイン、ポルトガル、ロシア、オランダ、オーストラリア、ジャマイカ、チェコ、ルクセンブルク、コロンビア、マルタ ※**非犯罪化**：軽微な犯罪については刑事罰を科さないとする政策 （**非犯罪化対象犯罪** 個人使用目的での少量所持及び使用等）

厚生労働省調べ

薬物の医療用途

麻薬等の薬物の中には、適正に使用されることにより医療上有用であることが知られており、医薬品として用いられている薬物もある。これらの薬物を、医療用麻薬、医薬品である覚醒剤原料等と称している。

	承認医薬品の有無※	携帯輸出入の可否	医薬品の例（成分名【商品名】）
麻薬	○	○	モルヒネ硫酸塩水和物【MSコンチン錠】 フェンタニル【デュロテップMTパッチ】
向精神薬	○	○	メチルフェニデート【リタリン錠、コンサータ錠】 モダフィニル【モディオダール錠】
大麻	×	×	－
あへん	×	×	（参考） アヘン末【アヘン末】 ※あへんを粉末状にしたものであり、医療用麻薬として承認されている。なお、携帯輸出入は麻薬及び向精神薬取締法で禁止されている。
覚醒剤	○	×	メタンフェタミン塩酸塩【ヒロポン】
覚醒剤原料	○	○※※	リスデキサンフェタミンメシル酸塩【ビバンセカプセル】 セレギリン塩酸塩【エフピーOD錠】
指定薬物	○	－	一酸化二窒素【液化亜酸化窒素】 亜硝酸イソペンチル【亜硝酸アミル「AFP」】

※薬機法に基づき承認された医薬品の存在の有無。「○」であっても全ての薬物が医療用途として用いられているものではない。
※※　薬機法等の一部改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より新たに可能となった。

G7における大麻由来医薬品等の規制状況

国名	医療目的での大麻使用	承認済大麻由来医薬品	嗜好目的での大麻使用
日本	違法	なし	違法
アメリカ	違法 ※R2.11月現在、アメリカは国としては違法、36州及び4つの地域では合法	Epidiolex	違法 ※R2.11月現在、アメリカは国としては違法、15州及び3つの地域では合法
イギリス	合法	Epidyolex Sativex Cesamet(※)	違法
ドイツ	合法	Epidyolex Sativex Cesamet(※)	違法
フランス	合法	Epidyolex Sativex Marinol(※)	違法
イタリア	合法	Epidyolex Sativex	違法
カナダ	合法	Sativex Cesamet(※) Marinol(※)	一定の条件下で嗜好目的の大麻使用を認めている。

引用元:「Medical use of cannabis and cannabinoids」EMCDDA(European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction)

(参考) 大麻由来医薬品(抽出物)

- Sativex
  大麻由来の医薬品で、THC及びCBDを含有。

- Epidiolex（Epidyolex）※
  大麻由来の医薬品で、CBDを含有。

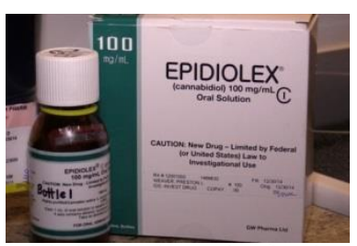

※承認された商品名は、地域による綴りの違いにより２種類存在するが、どちらもGW Pharmaceuticalsが開発した同一の製品である。

※Cesamet, Marinolは大麻成分（THC等）を化学合成したものであり、我が国では「麻薬」である。

（注）米国では大麻を規制物質法上の最も規制の厳しいスケジュールⅠ（高い乱用可能性がある薬物またはその他の物質）に分類している。
ただし、Epidiolexについては、規制対象外としている。

大麻から製造された医薬品について

１．Epidiolex（エピディオレックス）とは

英国のGW Pharmaceuticals（GWファーマシューティカルズ）社が開発した医薬品で、「大麻草」を原料として、抽出・精製された大麻成分CBD（カンナビジオール）を主成分とする経口液剤。

２．承認までの経過

〇平成30年6月25日　米国FDA（食品医薬品局）は、 Pharmaceutical社のEpidiolexを、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認

〇平成30年11月1日　GW Pharmaceutical社は米国でEpidiolexを発売

〇令和元年9月23日　欧州委員会（European Commission）はEpidiolexをレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認

〇令和２年８月　米国FDAは、Epidiolexを結節性硬化症の治療薬として承認

３．日本の状況

〇「Epidiolex」は、大麻草の規制部位から抽出されたものであり、大麻取締法に基づく大麻製品であることから輸入が原則禁止される。
また、施用、受施用は禁止されている。

〇なお、大麻から製造された医薬品の国内での治験は、現行の大麻取締法においても可能。

麻薬の規制について（麻薬及び向精神薬取締法）

麻薬は、
現代の医療において非常に有用で不可欠　適正使用
一方、乱用された場合、社会への多大な悪影響を及ぼす　不適正使用（乱用）

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、**麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずる**こと等により、麻薬及び向精神薬の濫用による**保健衛生上の危害を防止**し、もって公共の福祉の増進を図る（第一条）

○**麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等の一切の取扱いについて免許又は許可により禁止の解除**を行っている。
○麻薬の流通を限定し、更にその適正使用を期するために、**施用の制限、管理義務、保管義務、記録義務等**を課している。
○麻薬の取扱いを**医療上又は学術研究上に限定**している。

厳格に規制！

麻薬
ヘロイン、コカイン、MDMA、モルヒネ、オキシコドン、フェンタニル、ケタミンなど　**合計216物質**
（令和3年1月現在）

医療用麻薬
モルヒネ、オキシコドン、コデイン、ジヒドロコデイン、コカイン、ペチジン、オキシメテバノール、フェンタニル、レミフェンタニル、ケタミン、メサドン、タペンタドール、ヒドロモルフォン
合計13物質

100万人１日あたりの麻薬消費量（S-DDD）2016～2018年平均
（ＩＮＣＢの各年間統計による）

	モルヒネ	フェンタニル	オキシコドン	その他麻薬	合計
アメリカ	1,367	4,994	5,234	23,545	**35,140(1)**
ドイツ	582	15,584	1,511	9,742	**27,419(2)**
カナダ	1,475	6,938	3,443	10,546	**22,402(3)**
イギリス	1,119	9,055	803	4,882	**15,859(9)**
オーストラリア	668	5,433	4,172	5,181	**15,454(11)**
フランス	789	4,891	967	1,949	**8,596(23)**
イタリア	97	4,100	453	2,744	**7,394(24)**
韓国	33	1,675	331	632	**2,671(41)**
日本	42	909	168	65	**1,184(62)**
シンガポール	23	551	35	13	**622(73)**
ロシア	20	214	2	15	**251(91)**
中国	36	29	26	109	**200(98)**

（単位:S-DDD）
注１）S-DDD...defined daily doses for statistical purposes
・統計目的のため、各麻薬の平均的な１人・１日の医療目的の消費量を定義し、各国で100万人・１日当たり消費した量をその「定義量」の人数分として算出した数値。
注２）合計の括弧内の数字は、消費量の順位

我が国の主な麻薬の消費量

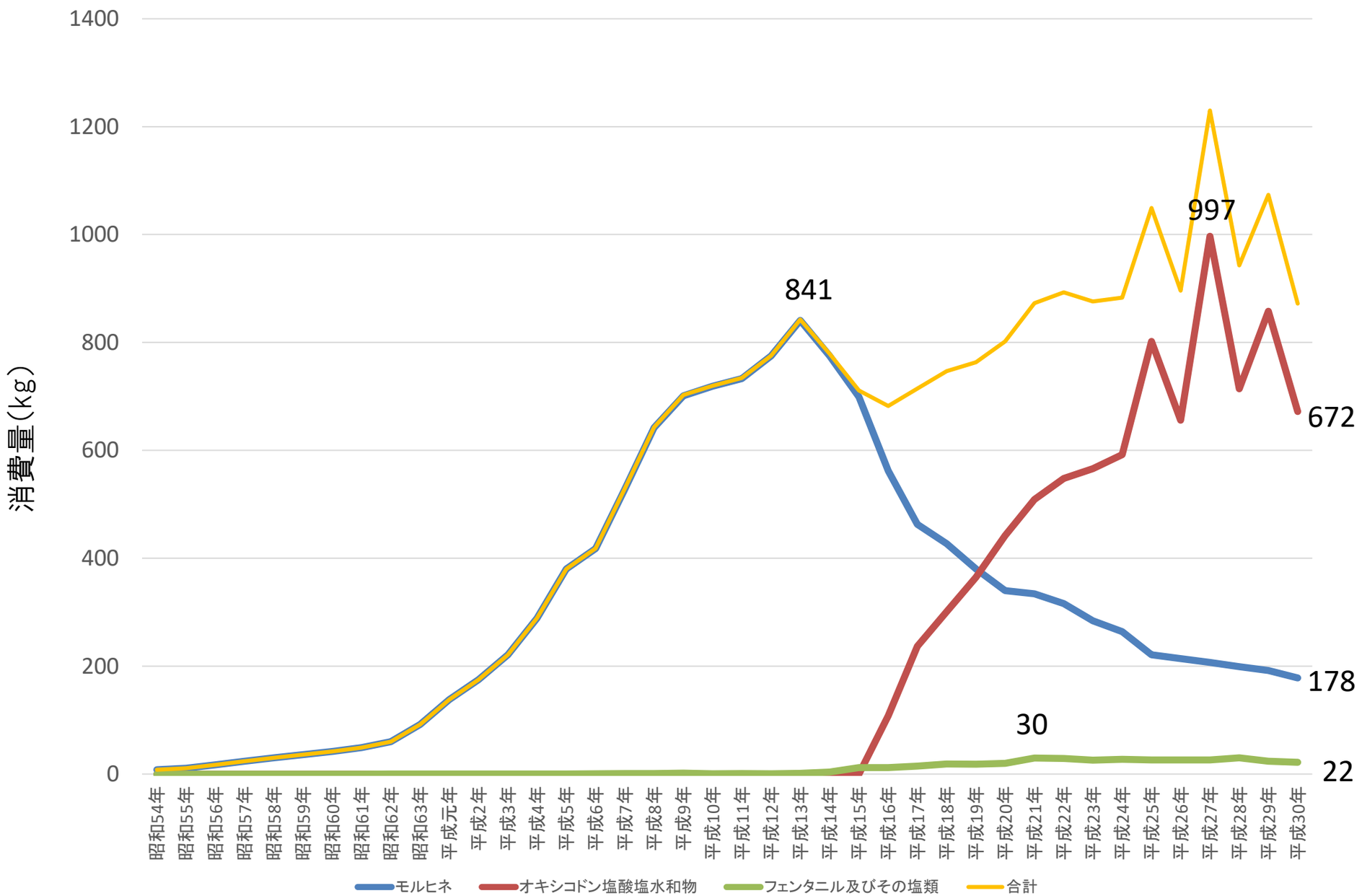

*モルヒネの消費量はモルヒネ塩酸塩水和物及びモルヒネ硫酸塩水和物の消費量の和(モルヒネ換算)である。
**フェンタニル及びその塩類はフェンタニルに換算した消費量である。

1000人１日あたりの向精神薬消費量（S-DDD）2016～2018年平均
（ＩＮＣＢの各年間統計による）

	鎮静薬（Sedative-hypnotics）	抗不安薬（Anxiolytics）	合計
ドイツ	48.73 (44.89)	31.46 (31.46)	80.19 (76.35)
日本	56.86 (46.47)	15.68 (15.68)	72.54 (62.15)
アメリカ	22.10 (12.68)	33.71 (33.70)	55.81 (46.38)
イタリア	23.94 (19.32)	28.26 (28.26)	52.20 (47.58)
フランス	17.15 (12.77)	34.60 (34.60)	51.75 (47.37)
カナダ	19.31 (16.07)	19.56 (19.56)	38.87 (35.63)
オーストラリア	11.87 (7.62)	15.87 (15.87)	27.74 (23.49)
韓国	10.16 (2.60)	12.59 (12.59)	22.75 (15.19)
イギリス	3.11 (1.90)	2.94 (2.94)	6.05 (4.84)
シンガポール	0.76 (0.31)	3.99 (3.99)	4.75 (4.30)
中国	1.39 (1.08)	2.76 (2.73)	4.15 (3.81)
ロシア	0.03 (0.02)	0.33 (0.33)	0.36 (0.35)

（単位:S-DDD、括弧内の数値はベンゾジアゼピン系の鎮静薬又は抗不安薬の消費量）
注１）S-DDD...defined daily doses for statistical purposes
・統計目的のため、向精神薬の平均的な１人・１日の医療目的の消費量を定義し、各国で1000人・１日当たり消費した量をその「定義量」の人数分として算出した数値。
注２）鎮静薬には向精神薬条約のスケジュールⅡ～スケジュールⅣで規制される鎮静薬が含まれる。
（バルビツール酸系、ベンゾジアゼピン系等）
抗不安薬にはベンゾジアゼピン系の抗不安薬とメプロバメートが含まれる。